

平成17年10月18日

金融審議会金融分科会第一部会事務局 御中

金融審議会金融分科会第一部会  
専門委員 花岡浩二

### 第34回金融審議会金融分科会第一部会に対する追加意見

本年10月5日に開催されました第34回金融審議会金融分科会第一部会の議論に関し、下記の点を追加で意見させていただきます。

今後の本部会での検討にあたり、ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

掲記部会におきまして、「保険にベストアドバイス義務を課すべき」旨のご意見がございました。このご意見は、保険会社に対し「金融消費者にもっとも適合する保険商品を販売しなければならない」とするものと理解しております。

確かに生命保険は、投資性の高い金融商品とは異なって、広く国民全般にご利用いただいている商品であることから、お客さまに起こり得る様々なリスクに応じたご提案をすることがとりわけ重要と考えております。しかしながら、ご契約の具体的な内容につきましては、最終的にはお客さまの選択により決めていただく必要がございます。これは、死亡した場合に遺族にいくら保険金を残すか、どのような病気に備えるべきか、老後の生活資金としていくら準備するか、その対価としてどれだけ保険料を支払うかといったご契約の内容は、お客さま個人の価値観や人生観によるものと思われるからです。

また、生命保険商品は一般に長期の契約であることから、生命保険募集人がお客さまの将来の環境やニーズの変化を全て把握することは困難であると思われまます。

こうした点を踏まえれば、どのような契約内容が客観的にお客さまに適合しているかを証明すること、すなわち「もっとも適合する保険商品を販売する」ことは、困難なのではないかと考えております。

米国、英国の販売・勧誘ルールにおいても、非投資型の保険契約（保障性の高い保険契約）に、ベストアドバイス義務が設けられている例はないと認識しております。

もちろん保険会社といたしましても、多様な保険商品の仕組みや内容をお客さまにお伝えし、きちんとご理解いただいた上で、ニーズに合致する商品を選択いただくことは重要と考えております。こうした観点から保険業法では、様々な説明義務に関する措置が手当

てされております。また、本年7月にまとめられた「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」の「中間論点整理」において、保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方として新たな措置が提言されております。こうした点も踏まえ、保険会社としても一層分かりやすい説明に努めていくことが必要と考えております。

以上